令和７年度

茂原市健全化判断比率審査意見書

茂原市資金不足比率審査意見書

茂原市監査委員

茂 監 第 ３ ９ 号
令和８年８月１０日

茂原市長　市原　淳　様

茂原市監査委員　風　戸　博　恭
茂原市監査委員　岡　澤　与志隆

茂原市健全化判断比率及び資金不足比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、令和８年７月２３日付け茂総務第４８号にて審査に付された令和７年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第１　審査の対象

令和７年度茂原市健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年７月 23 日から令和８年８月 10 日まで

第３　審査の方法

審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第４　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は、財政健全化計画の策定が義務付けられる早期健全化基準を下回っていることが認められた。

健全化判断比率の状況

（単位：％）

	令和７年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	―	１２．４７	２０．００
② 連結実質赤字比率	―	１７．４７	３０．００
③ 実質公債費比率	１１．２	２５．０	３５．０
④ 将来負担比率	６３．２	３５０．０	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「―」となっているのは、算定の基礎となる赤字額がないことを表す。

※ 地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合、財政健全化計画を定めなければならない。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第４条第１項）

1　実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等※1の実質赤字額が標準財政規模※2に対してどれくらいの比率になるかを示したものであり、地方公共団体の財政的な健全性を図るための指標である。

令和7年度決算における本市の標準財政規模は、20,282,796千円である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一　般　会　計　等	793,183	942,425	1,110,132

令和7年度の本市の一般会計等は、1,110,132千円の黒字となったことから、実質赤字比率は算定されなかった。

本市における実質赤字比率の推移は、次表のとおり。

（単位：％）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実　質　赤　字　比　率	―	―	―

（注）上記表中の「―」は、実質赤字額がないことを表している。

※1　一般会計等とは、一般会計と一般会計等に属する特別会計（公債管理特別会計等）から構成されるが、本市においては、一般会計等に属する特別会計がないため一般会計のみで算定されている。

※2　標準財政規模とは、その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算したもの。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値である。

本市における標準財政規模の推移は、次表のとおり。

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
標　準　財　政　規　模	19,464,440	19,830,650	20,282,796

２　連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営事業会計を含む市のすべての会計を対象とし、その連結実質赤字額が標準財政規模に対してどれくらいの比率になるかを示したものであり、地方公共団体全体の財政的な健全性を図るための指標である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{A（①＋②）－B（③＋④）}}{\text{標準財政規模}}$$

① 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字の合計額
② 公営企業特別会計の資金不足額の合計額
③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字の合計額
④ 公営企業特別会計の資金剰余額の合計額

※ 本市におけるすべての会計は下記のとおり（Ｐ８ 会計区分のイメージ参照）

【一般会計等】

・一般会計

【公営事業会計】

（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計）

・国民健康保険　・介護保険　・後期高齢者医療　・駐車場

（公営企業に係る会計）

・下水道（法適用企業）　・農業集落排水（法適用企業）

（単位：千円）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
一般会計・特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	一　般　会　計	793,183	942,425	1,110,132
	国民健康保険事業会計	85,273	79,276	85,927
	介護保険事業会計	214,694	224,440	301,792
	後期高齢者医療事業会計	26,556	49,191	124,137
	駐車場事業会計	8,159	4,861	3,691
	小　計	1,127,865	1,300,193	1,625,679
公営企業に係る会計	下水道事業会計	432,758	431,350	614,612
	農業集落排水事業会計	267,076	35,946	53,047
	小　計	699,834	467,296	667,659
合　計		1,827,699	1,767,489	2,293,338

令和７年度については、すべての会計において実質赤字（①）及び資金不足額（②）は算出されず、実質黒字（③）及び資金剰余額（④）の合計額は 2,293,338 千円となったことから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

本市における連結実質赤字比率の推移は、次表のとおり。

（単位：％）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
連結実質赤字比率	―	―	―

３　実質公債費比率（直近３か年平均値）

一般会計等が負担する地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金の標準財政規模（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対する比率であり、地方公共団体の実質的な公債費負担の規模を示す指標である。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{A（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦）－B（⑧＋⑨＋⑩＋⑪）}}{\text{C（⑫＋⑬＋⑭）－D（⑨＋⑩＋⑪）}}$$

① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）
② 積立不足額を考慮して算定した額
③ 満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
⑦ 一時借入金の利子
⑧ 特定財源の額
＜（D）元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額＞
⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額
⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る）
＜（C）標準財政規模＞
⑫ 標準税収入額等
⑬ 普通交付税額
⑭ 臨時財政対策債発行可能額

（単位：千円・％）

		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和７年度－令和４年度
A	①	3,643,229	3,768,827	3,710,906	3,584,734	▲ 58,495
	②	—	—	—	—	—
	③	—	—	—	—	—
	④	405,079	375,730	352,611	347,032	▲ 58,047
	⑤	257,892	358,403	315,184	337,025	79,133
	⑥	108,582	109,077	109,605	110,120	1,538
	⑦	1,003	299	0	0	▲ 1,003
	小計	4,415,785	4,612,336	4,488,306	4,378,911	▲ 36,874
B	⑧	344,133	304,772	370,586	378,281	34,148
D	⑨	456,551	442,268	442,819	435,093	▲ 21,458
	⑩	1,713,226	1,704,508	1,670,414	1,642,360	▲ 70,866
	⑪	59,998	54,761	43,934	37,675	▲ 22,323
	計	2,229,775	2,201,537	2,157,167	2,115,128	▲ 114,647
	小計	2,573,908	2,506,309	2,527,753	2,493,409	▲ 80,499
C	⑫	14,709,866	15,085,568	14,976,976	15,348,024	638,158
	⑬	3,778,851	4,163,869	4,745,648	4,934,772	1,155,921
	⑭	491,618	215,003	108,026	0	▲ 491,618
	小計	18,980,335	19,464,440	19,830,650	20,282,796	1,302,461
分子合計（A－B）		1,841,877	2,106,027	1,960,553	1,885,502	43,625
分母合計（C－D）		16,750,560	17,262,903	17,673,483	18,167,668	1,417,108
実質公債費比率(単年度)		10.99591	12.19973	11.09319	10.37834	
実質公債費比率(3か年平均)				11.4	11.2	

※R４～R６平均　※R５～R７平均

（注）　②・③は該当の金額がないため表に記載していない。

直近 3 か年の平均により算定した本市の実質公債費比率は、昨年度の 11.4%から 0.2 ポイント低下した 11.2%であり、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

本市における実質公債比率（3 か年平均）の推移は、次表のとおり。

（単位：%）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実質公債費比率	１１．４	１１．４	１１．２

4　将来負担比率

一般会計等が将来にわたって負担すべき実質的な負債総額の標準財政規模（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対する比率であり、地方公共団体の実質的な負債の規模を示す指標である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{A（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧）－B（⑨＋⑩＋⑪）}}{⑫}$$

＜（A）将来負担額＞

① 地方債の現在高

② 債務負担行為に基づく支出予定額

③ 公営企業債等繰入見込額

④ 組合負担等見込額

⑤ 退職手当負担見込額

⑥ 設立法人（土地開発公社等）の負債額等負担見込額

⑦ 連結実質赤字額

⑧ 組合連結実質赤字額負担見込額

＜（B）充当可能財源等＞

⑨ 充当可能基金

⑩ 充当可能特定歳入

⑪ 基準財政需要額算入見込額

＜（⑫）標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額＞

⑫ 実質公債費比率の分母と同一

（単位：千円・％）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和７年度－令和６年度
A	①	35,324,895	32,874,208	30,677,055	▲ 2,197,153
	②	1,176,874	1,067,270	957,150	▲ 110,120
	③	3,632,765	3,370,225	3,581,667	211,442
	④	2,632,017	2,806,878	3,517,033	710,155
	⑤	5,180,566	5,063,480	5,067,215	3,735
	⑥	0	0	5,266	5,266
	⑦	—	—	—	—
	⑧	—	—	—	—
B	⑨	6,325,124	5,921,328	5,430,495	▲ 490,833
	⑩	3,469,281	3,345,107	3,619,724	274,617
	⑪	25,257,485	23,940,227	23,269,464	▲ 670,763
分子合計（A－B）		12,895,227	11,975,399	11,485,703	▲ 489,696
分母（⑫）		17,262,903	17,673,483	18,167,668	494,185
将来負担比率		74.6	67.7	63.2	

（注） ⑦・⑧は該当の金額がないため表に記載していない。

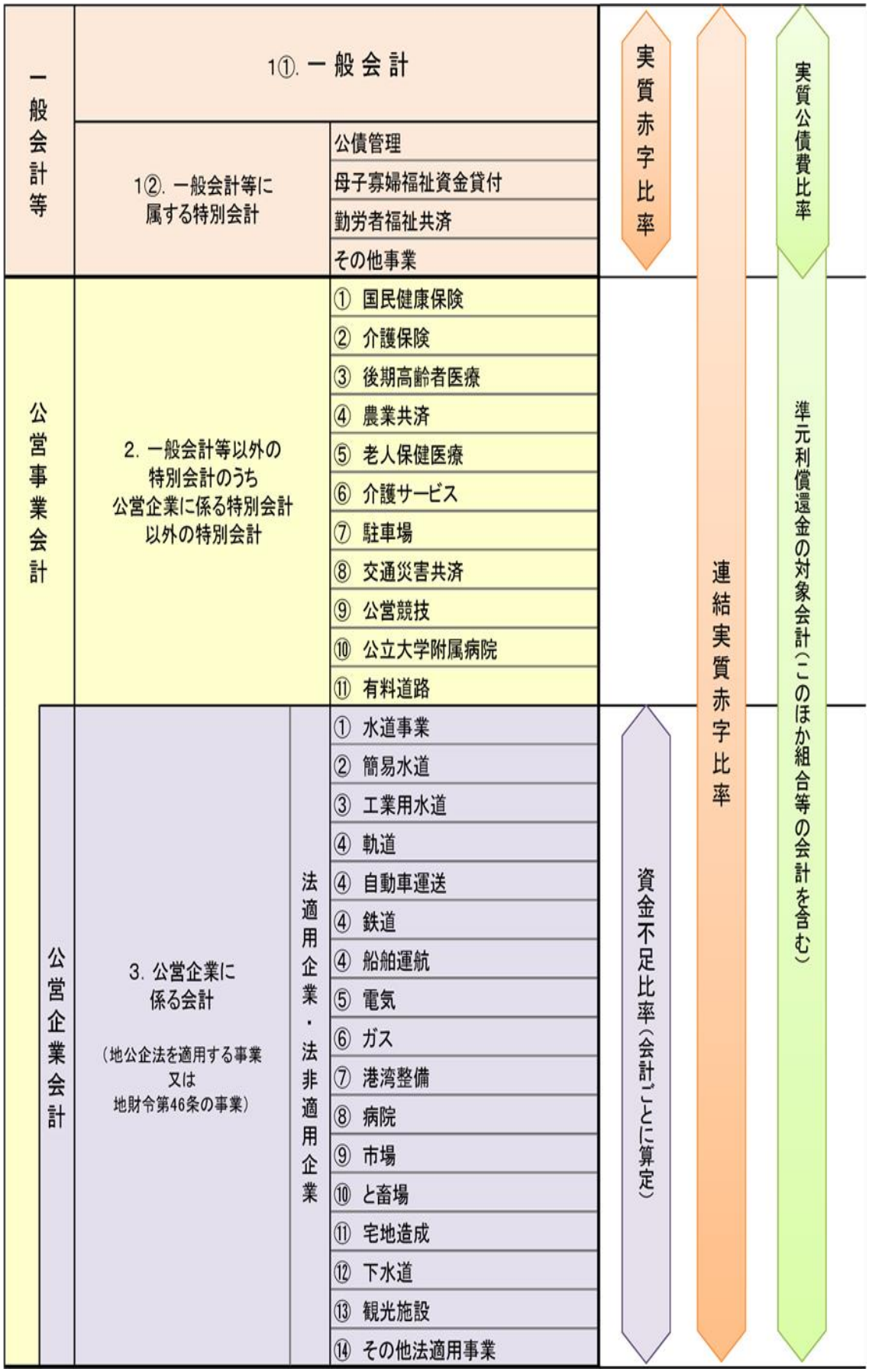
令和 7 年度の本市の将来負担比率は、昨年度の 67.7％から 4.5 ポイント低下した 63.2％であり、早期健全化基準の 350.0％を下回っている。

本市における将来負担比率の推移は、次表のとおり。

（単位：％）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
将来負担比率	７４．６	６７．７	６３．２

（会計区分のイメージ）


一般会計等
1①. 一般会計
1②. 一般会計等に属する特別会計
公債管理
母子寡婦福祉資金貸付
勤労者福祉共済
その他事業
公営事業会計
2. 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計
① 国民健康保険
② 介護保険
③ 後期高齢者医療
④ 農業共済
⑤ 老人保健医療
⑥ 介護サービス
⑦ 駐車場
⑧ 交通災害共済
⑨ 公営競技
⑩ 公立大学附属病院
⑪ 有料道路
公営企業会計
3. 公営企業に係る会計
（地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業）
法適用企業・法非適用企業
① 水道事業
② 簡易水道
③ 工業用水道
④ 軌道
④ 自動車運送
④ 鉄道
④ 船舶運航
⑤ 電気
⑥ ガス
⑦ 港湾整備
⑧ 病院
⑨ 市場
⑩ と畜場
⑪ 宅地造成
⑫ 下水道
⑬ 観光施設
⑭ その他法適用事業
実質赤字比率
資金不足比率（会計ごとに算定）
連結実質赤字比率
実質公債費比率
準元利償還金の対象会計（このほか組合等の会計を含む）

第５　審査の意見

令和７年度の健全化判断比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

直近３か年平均で算定される実質公債費比率は、令和７年度（令和５年度から令和７年度までの平均）は 11.2％であり、令和６年度（令和４年度から令和６年度までの平均）の 11.4％と比較して 0.2 ポイント低下（改善）した。直近３か年平均の比率の差は、その要因となる令和４年度と令和７年度の比較において、元利償還金の減よりも、控除される交付税算入額の減が上回ったことにより、分子が増加（2.37％）し、普通交付税額の増等により分母がそれ以上に増加（8.46％）したことによるものである。

また、令和７年度の将来負担比率は 63.2％であり、令和６年度の 67.7％と比較して 4.5 ポイント低下（改善）した。これは、比率算定において、地方債の現在高など将来負担額の減により分子が減少したこと、標準税収入額等や普通交付税など標準財政規模の増により分母が増加したことが主な要因である。

本市はこれまで地方債発行額の抑制により地方債残高の縮減に努めてきたが、今後は様々な事業実施による地方債発行額の増加が見込まれ、それに伴い元利償還金も増加が想定される。さらに、金利上昇に伴う利息負担の増加もあり、実質公債費比率の上昇が危惧されるところである。これらに加え、長生郡市広域市町村圏組合の大規模事業等に伴う負担金の増も予想され、本市財政に多大な影響を及ぼすことが懸念される。これら様々な動向を注視しつつ、今後も永続的で健全な財政運営に努められたい。

資金不足比率審査意見書

第１　審査の対象

令和７年度茂原市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年７月 23 日から令和８年８月 10 日まで

第３　審査の方法

審査に付された令和７年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第４　審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、資金不足比率は、下水道事業会計、農業集落排水事業会計ともに資金不足額が生じていないため算定されなかった。

資金不足比率の状況

（単位：％）

	区　　分	令和７年度資金不足比率	経営健全化基準
法適用	① 下水道事業会計	―	２０．０
	② 農業集落排水事業会計	―	２０．０

※ 地方公共団体は、上記の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 23 条第１項）

※ 法適用の「法」とは、地方公営企業法のこと。

1　資金不足比率

資金不足比率とは、下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して標準化し、経営状態の悪化の度合いを示した指標である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

＜資金の不足額＞

法適用企業　＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業＝（繰上充用額＋事業繰越額等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

＜事業の規模＞

法適用企業　＝営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

本市における資金不足額・資金剰余額の推移は、次表のとおり。

（単位：千円）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
① 下水道事業会計	432,758	431,350	614,612
② 農業集落排水事業会計	267,076	35,946	53,047

令和７年度の本市の下水道事業会計及び農業集落排水事業会計は、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されなかった。

本市における資金不足比率の推移は、次表のとおり。

（単位：％）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
① 下水道事業会計	―	―	―
② 農業集落排水事業会計	―	―	―

（注）上記表中の「―」は、資金の不足額がないことを表している。

本市における事業の規模（P11 資金不足比率算式参照）の推移は、次表のとおり。

（単位：千円）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
① 下水道事業会計	709,187	684,382	679,013
② 農業集落排水事業会計	99,970	105,119	106,519

第５　審査の意見

令和７年度の資金不足比率は、各会計において資金不足額は生じていないため算定されなかった。

いずれも市民生活の根幹をなす基盤事業であることから、今後も安定的な経営に努められたい。

下水道事業会計においては、下水道使用料収入等の自主財源により健全な経営がなされているものの、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策に加え、今後は内水対策の積極的な実施など多大な財政負担を伴う事業が見込まれており、厳しい経営環境が続くことが見込まれる。これら直面する様々な課題に対応しつつ、安定的な事業運営に万全を期されたい。

農業集落排水事業会計においては、資金不足額こそ生じていないものの、国の繰出基準に基づく繰入金である一般会計負担金を充当してもなお事業費が不足する状況にあり、一般会計からの繰出基準外繰入金により収支均衡を保っている状況が続いている。人口減少等に伴い、今後の農業集落排水使用料収入の増加が見込めないなか、いかに基準外繰入金を減らしていくかが重要な課題である。将来にわたり安定的な事業を維持するため、収支改善への取組を推進されたい。